

会 議 結 果 報 告 書

| | | |
|---------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 会 議 名 称 | 政策会議 | |
| 日 時 | 令和4年2月7日(月) 午後1時30分～午後2時10分 | |
| 場 所 | 本庁舎3階3A会議室 | |
| 出席者 | 出 席 | 市長、内田副市長、高村副市長、政策部長、総務部長、都市部長 |
| | 事務局 | 総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課課長代理 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 議題1：秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて | |
| 担当部課等 | 警防課 |
| 説明者 | 消防長、警防課長、警防課課長代理（地域消防担当） |
| 提案理由 | 付議事案書「目的・必要性」のとおり |
| 決定等を要する事項 | 付議事案書「決定等を要する事項」のとおり |
| 会議経過 (説明・意見等) | <p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 本条例は、市独自の改正か又は市には裁量権のない改正か。 A. 消防庁から条例の例文が示され、全国一律に改正するもの。</p> <p>Q. 年金を担保に貸付等を受ける権利がなくなることにより、不利益になる人はいるのか。 A. 安定した老後資金に充てるはずの費用が貸付の返済に充てられ、生活困窮に陥らないようにするための措置である。</p> <p>Q. 適用件数はあるか。 A. ない。</p> |
| 会議結果 | 原案了承 |

| | |
|-------------------------|---|
| 議題2：行政文書に係る保存年限の見直しについて | |
| 担当部課等 | 文書法制課 |
| 説明者 | 総務部長、文書法制課長、文書法制課課長代理（文書法制担当） |
| 提案理由 | 付議事案書「目的・必要性」のとおり |
| 決定等を要する事項 | 付議事案書「決定等を要する事項」のとおり |
| 会議経過 (説明・意見等) | <p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 新文書分類表に基づき選別した歴史的文書は、一定期間で</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>廃棄するのか。</p> <p>A. 歴史的文書の選別サインを立てた文書は、保存年限を経過した後も保存する。</p> |
| 会議結果 | 原案了承 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 議題3：保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について | |
| 担当部課等 | 人事課・保育こども園課・こども育成課 |
| 説明者 | 総務部長、人事課長、人事課課長代理（給与厚生担当）、こども健康部長、保育こども園課長、こども育成課長 |
| 提案理由 | 付議事案書「目的・必要性」のとおり |
| 決定等を要する事項 | 付議事案書「決定等を要する事項」のとおり |
| 会議経過 (説明・意見等) | <p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策は時限的なもの。国の財源がなくなった後は、一般財源負担となるのか。 A. いわゆるエッセンシャルワーカーの賃金を上げるということは、明確な目的を持って示されている。国等の財源がなくなった後は、地方交付税の基準財政需要額に反映することになる。</p> |
| 会議結果 | 原案了承 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 議題4：秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて | |
| 担当部課等 | 人事課 |
| 説明者 | 総務部長、人事課長、人事課課長代理（給与厚生担当） |
| 提案理由 | 付議事案書「目的・必要性」のとおり |
| 決定等を要する事項 | 付議事案書「決定等を要する事項」のとおり |
| 会議経過 (説明・意見等) | <p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 育児休業中の給与はどのような扱いになるか。 A. 無給となるが、常勤職員については神奈川県市町村職員共済組合から育児休業手当金が、会計年度任用職員については雇用保険から育児休業給付金が支給される。</p> |
| 会議結果 | 原案了承 |

—以上—